

令和 4 年 監 査 公 表 第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定に基づき実施した令和 4 年度定期監査（都市整備部）の結果について、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 4 年 6 月 24 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦
大野城市監査委員 田 中 健 一

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

都市整備部（都市計画課、公園街路課、建設管理課、連立・高架下活用推進課）

(2) 監査の範囲

令和3年度（令和4年3月末現在）における事務の執行及び事業の管理

(3) 監査の期間

令和4年4月13日(水)～令和4年6月20日(月)

5月16日(月) 定期監査に関する協議

5月17日(火) 都市計画課、公園街路課

5月18日(水) 建設管理課、連立・高架下活用推進課

5月19日(木) 備品検査・現地調査

6月20日(月) 講評

(4) 監査の方法

今回の監査にあたっては、あらかじめ対象課に予算執行状況等の資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、各課が担当する事務事業が当初の目的に沿って、適時・適正に運営されているかどうかの監査を行うとともに、備品検査も併せて実施した。

[提出資料]

- (1) 事務分掌表
- (2) 主要な事務事業
- (3) 歳入予算執行状況調べ
- (4) 歳出予算執行状況調べ
- (5) 食糧費に関する調べ
- (6) 予備費支出及び流用額明細表
- (7) 公有財産調べ（土地・建物）
- (8) 公有財産購入一覧表
- (9) 備品購入一覧表
- (10) 負担金・補助金・交付金に関する調べ
- (11) 工事台帳
- (12) 委託料調べ
- (13) 使用料及び賃貸借契約調べ
- (14) 有償借地契約調書
- (15) 債務負担行為に関する調べ

(16) 旅行命令簿及び復命書調べ

(17) 備品台帳

2. 監査の結果

監査対象課における事務の執行及び事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められた。

3. 報告事項

今回の監査では、令和4年3月31日現在における予算の執行状況、事業の成果及び実績について、共通調査事項と個別調査事項に分けて実施した。

〔共通調査事項〕

- (1) 令和3年度各課が分掌する事務の概要について
- (2) 令和3年度主要施策事業の進捗状況について
- (3) 令和3年度歳入・歳出予算の執行状況について
- (4) 備品管理状況（備品検査）について

以上の事項の調査の結果、各課の令和3年度主要施策事業の進捗状況は、概ね堅実な運営がなされていると認められた。また、財務事務の処理においても概ね適正であると認められた。

〔個別調査事項〕

各課の個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

【都市計画課】

〈歳入について〉

- (1) 屋外広告物許可申請手数料
- (2) 御笠川西部土地区画整理事業清算金（元金）〔土地区画整理清算金特別会計〕

〈歳出について〉

- (1) 21 コミュニティバス搭載用 AED 消耗品購入
- (2) 大野城トレイルサインの再設置に伴う修繕費

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) コミュニティバス運行事業補助金（令和3年度上半期分）

〈委託料調べについて〉

- (1) 21 自転車活用推進計画策定業務

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【公園街路課】

〈歳入について〉

- (1) その他行政財産目的外使用料（街頭演説のため（10月30日分））
- (2) 都市公園使用料（令和3年12月分）
- (3) 県事業用地補償業務委託金

〈歳出について〉

- (1) 21 花いっぱい運動花苗肥料購入

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 21 木町公園給排水設備設置工事

〈工事台帳について〉

- (1) 21 大野城いこいの森中央公園遊具改修工事

〈委託料調べについて〉

- (1) 20 日の浦池線用地測量業務
- (2) 21 下大利歩行者専用道路物件調査再算定業務
- (3) 21 公園施設施設管理業務（前期）

〈使用料及び賃貸借契約調べについて〉

- (1) 国有財産使用料（日の浦池線 自衛隊用地）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【建設管理課】

〈歳入について〉

- (1) 令和2年度法定外公共物占用料（乙金3丁目3-10外5箇所）
- (2) 不動産売払収入（乙金東二丁目2番20・2番21）

〈公有財産購入一覧表について〉

- (1) 道路用地購入（仲畑四丁目81番1の一部）持分4/5

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 福岡県道路協会 令和3年度会費

〈工事台帳について〉

- (1) 21 乙金東3丁目災害復旧工事他1件

〈委託料調べについて〉

- (1) 21 自動車駐車場保守管理業務（4月分）

- (2) 21 市内河川敷自歩道草刈り業務
- (3) 大利アンダーパス冠水対策施設保守点検業務（令和3年度上半期分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【連立・高架下活用推進課】

〈歳入について〉

- (1) 連続立体交差事業等整備基金繰入金（西鉄天神大牟田線連続立体交差事業）
- (2) 連続立体交差事業等整備基金繰入金（中心市街地地区整備事業）
- (3) 連続立体交差事業等整備基金繰入金（高架下有効利用及び市街地活性化計画検討事業）

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 連続立体交差事業負担金（1回目）
- (2) 高架下利用推進協議会負担金

〈委託料調べについて〉

- (1) 21 連立側道全体図作成業務
- (2) 高架下整備等アドバイザー業務

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

各課の個別調査事項についての講評は、以上のとおりであり、今回の講評に関して、後日、措置状況の報告を求める特段の重要な事項はない。

なお、監査中に行った事務上の注意や改善を求めた事項については、速やかな対応をお願いする。

4. 結び

定期監査を行うに当たっては、地方自治法第2条第14項に定められている「住民の福祉の増進に努める」こと、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが実践されているかという視点で、各事業の根拠、事務処理の進め方、予算の執行・管理、また、事業の実績や効果等について細心の注意を払い実施した。

今回の定期監査では、いずれの課もそれぞれの業務に真摯に取り組まれ、その事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。これは、日頃から職員一人ひとりがその責務を十分に自覚し、熱意をもって職務の遂行に取り組まれたことと、組織としてリスクマネジメントに対する意識改革が進んだ成果であると思われる。

都市整備部では、市民が快適で暮らしやすく、都市と自然が共生するまちづくりを進めるため、道路や公園などの整備といった都市機能の充実や活気あふれる都市空間を創出するための事業が計画され、それぞれ着実に実施されていた。

また、今年の8月には西鉄天神大牟田線の連続立体交差事業が高架切り替えという大きな転換点を迎え、今後、大野城市は更に魅力的な中心市街地へと発展し、高架下の有効利用についても、大きな期待を抱いているところである。

今後も、大野城市の特性や独自性を活かしたまちづくりや、市民ニーズに対応した快適なまちづくりの推進に取り組んでいただくことを期待する。